

## 閣議決定計画に基づく率先実行

- PCB廃棄物処理基本計画(令和元年12月20日閣議決定)
  - 政府自身が保管・所有する高濃度PCB廃棄物等について率先処理を進めるため、各省庁において、保管・所有状況の調査、実行計画の策定等の取組を進めていくことを規定。
- 関係省庁連絡会議の設置(平成28年11月15日)
  - 関係者の密接な連携の下で基本計画に基づく取組を進めるため、各省局長級で「PCB廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」を設置。

## <関係省庁連絡会議における直近の取組>

### 1. 政府機関等における保有状況の調査等

- ◆ 令和2年度末時点で各省庁が保管・所有する高濃度PCB廃棄物等の状況を取りまとめるとともに(別紙1)、処分期間内の早期処理を要請。また、令和3年11月末までを目途に今後の処分委託等の見込みを確認中。
- ◆ 令和2年度末時点で各省庁が自ら保有・管理する施設について、PCB含有塗膜の把握のための調査を実施。  
※ 現在、調査結果について取りまとめ中

### 2. 関係団体への周知、協力要請

- ◆ 各省庁とその所管法人等に対して、掘り起こし調査における主な発見事例等について情報提供するとともに、高濃度PCB廃棄物の保管状況等に係る再確認を要請。また、環境省と文部科学省で連携し、国立大学が行った掘り起こし調査の具体的取組を全国の国立大学等へ情報提供(令和3年9月)。
- ◆ 環境省から(一社)日本エレベータ保守協会に対し、エレベーター制御盤等に係る確認の協力を依頼(令和3年10月)。

## <参考:政府以外の国家機関の状況>

- ◆ 政府以外の国家機関である国会・会計検査院・裁判所において保管・所有する高濃度PCB廃棄物等について、令和2年度末時点の状況を取りまとめた(別紙2)。